

平成20年度予算が次のように決まりました。

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算及び後期高齢者医療特別会計当初予算が、平成20年1月30日の広域連合議会において次のとおり決定しました。

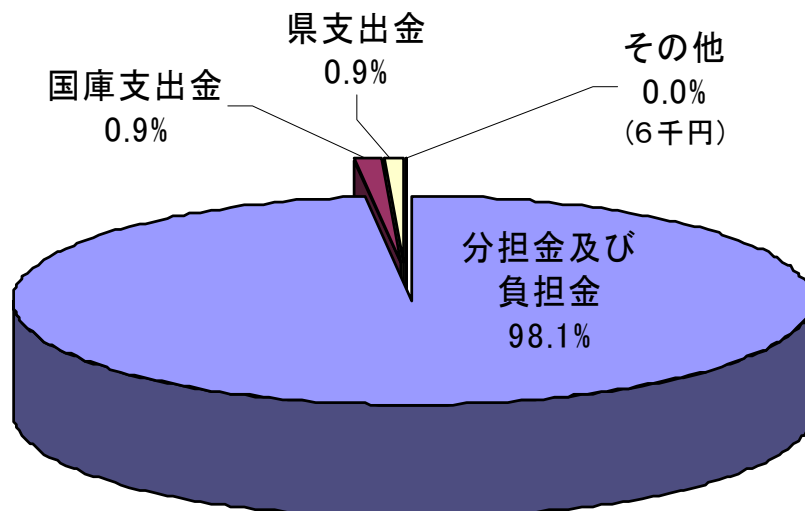
I 一般会計予算

広域連合議会の運営や派遣職員の人件費負担金、事務所賃借料などの広域連合の運営経費として、総額9億8,271万1千円を計上しています。

《歳入予算》

区分	説明	予算額
分担金及び負担金	広域連合を構成する23市町が負担する共通事務経費	9億6,451万3千円
国庫支出金	医療費が著しく低い市町（神石高原町）に住む被保険者の保険料を軽減し、その軽減した額の2分の1を国が負担するもの。	909万6千円
県支出金	医療費が著しく低い市町（神石高原町）に住む被保険者の保険料を軽減し、その軽減した額の2分の1を県が負担するもの。	909万6千円
その他	財政調整基金（不測の支出に備える貯え）の利子収入など	6千円
合計		9億8,271万1千円

平成20年度 一般会計 歳入内訳



《歳出予算》

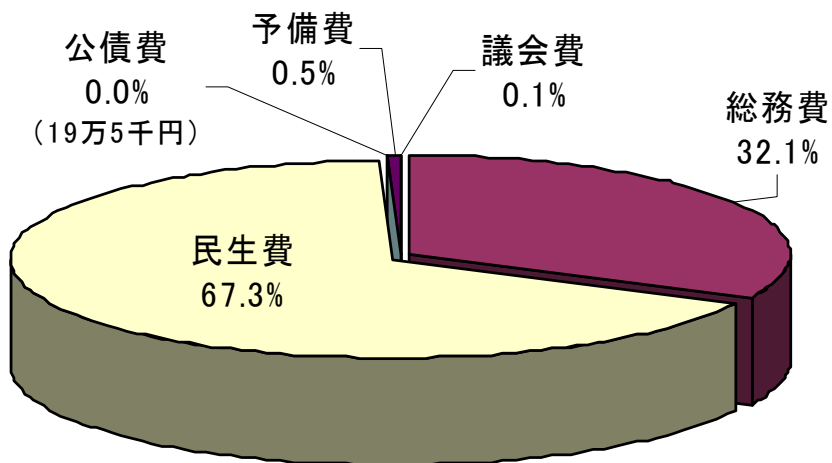
歳出予算の目的別内訳及び性質別内訳は次のとおりです。

【目的別内訳】

予算を行政の目的により区分したものです。

区分	説明	予算額
議会費	広域連合議会の運営に関する経費	123万7千円
総務費	広域連合長等の報酬、派遣職員の人件費、広域連合の運営に関する経費など	3億1,499万7千円
民生費	後期高齢者医療特別会計の事務費等経費に充てるための繰出金	6億6,128万2千円
公債費	一時的な現金不足に対処するため、金融機関等から借り入れる資金に対する支払利子	19万5千円
予備費	予算外の執行や予算超過に充てるための経費	500万円
合 計		9億8,271万1千円

平成20年度 一般会計 目的別内訳

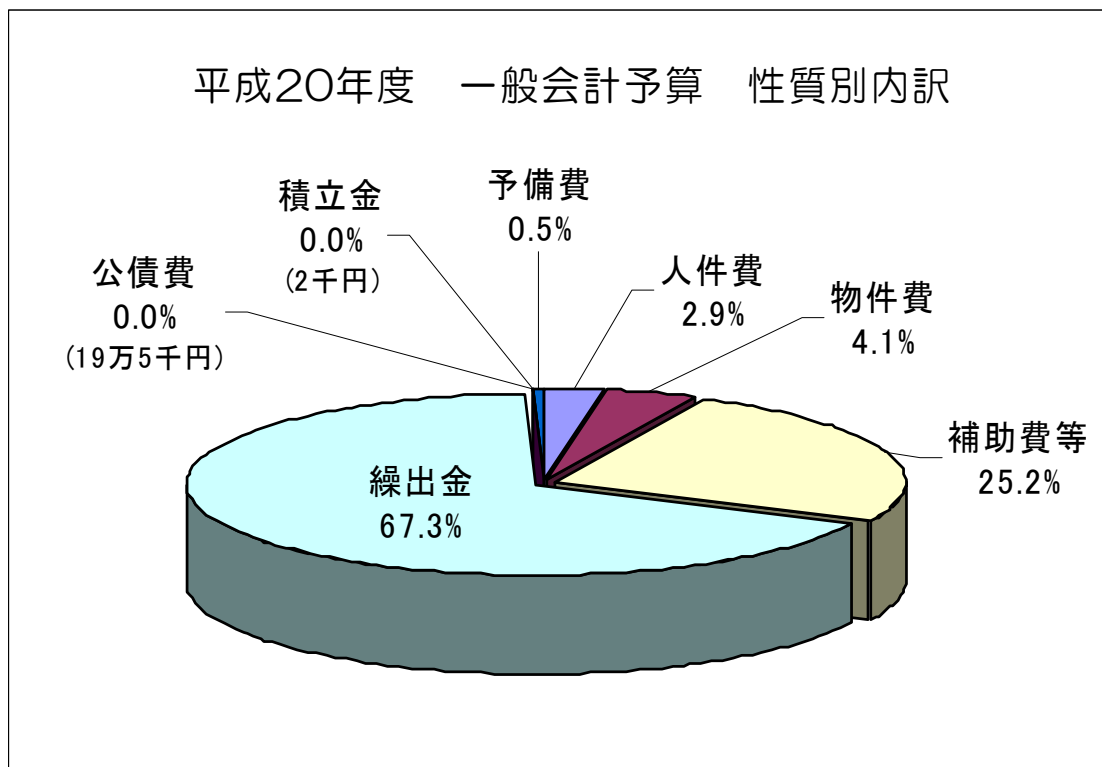


【性質別内訳】

予算を経済的な性質により区分したものです。

区分（※）	説明	予算額
人件費	正副広域連合長，広域連合議会議員や各種委員への報酬，派遣職員への管理職手当及び時間外勤務手当など	2,845万2千円
物件費	事務用品，通信費，事務委託及び事務所使用料など	4,046万7千円
補助費等	広域連合に派遣されている職員の給料や職員手当（人件費に含まれるものを除く）などの負担金など	2億4,731万3千円
繰出金	後期高齢者医療特別会計の事務費等に充てるための繰出金	6億6,128万2千円
公債費	一時的な現金不足に充てるために借入れる資金の支払利子	19万5千円
積立金	財政調整基金への積立金	2千円
予備費	予算外の執行や予算超過に充てるための経費	500万円
合 計		9億8,271万1千円

※「区分」は，総務省「地方財政状況調査」に基づいています。



（性質別名称の説明）

人件費（じんけんひ）

正副広域連合長や広域連合議会議員の報酬や職員手当，各種附属機関の委員報酬などの費用です。

物件費（ぶっけんひ）

支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わる消費的な費用の総称です。賃金，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料などが含まれます。

補助費等（ほじょひとう）

一般的には広域連合が県内の団体の活動に補助するために交付するための費用です。広域連合では派遣職員の人件費負担金，公務災害補償組合への負担金，報償費や保険料などが含まれます。

積立金（つみたてきん）

広域連合の貯金である財政調整基金に積立てるための費用です。

繰出金（くりだしきん）

一般会計と特別会計間の予算の相互充用の方法です。広域連合においては，国及び県からの不均一保険料に対する負担金と事務費補助を目的として，一般会計から特別会計に繰り出しています。

普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）

一般的には，道路の新設や建物の建設などの建設事業に要する経費です。工事請負費や設計監理委託料のほか，資本の形成に関する補助金や人件費などもここに含まれます。広域連合においては，市町と広域連合を結ぶシステムの整備費や電話加入権（公有財産購入費）が含まれます。

公債費（こうさいひ）

一時的な資金の借入をした場合の支払利子です。

予備費（よびひ）

緊急を要する場合など，予算外の支出又は予算を超過した支出に充てるための経費です。ただし，議会において否決された使途に予備費を充てることは禁止されています。

II 後期高齢者医療特別会計予算

後期高齢者医療制度の給付にかかる費用（被保険者の自己負担分を除く）の財源構成は、75歳未満の若年者からの支援金（4割）及び公費（5割）のほか、被保険者からの保険料負担（1割）となっています。

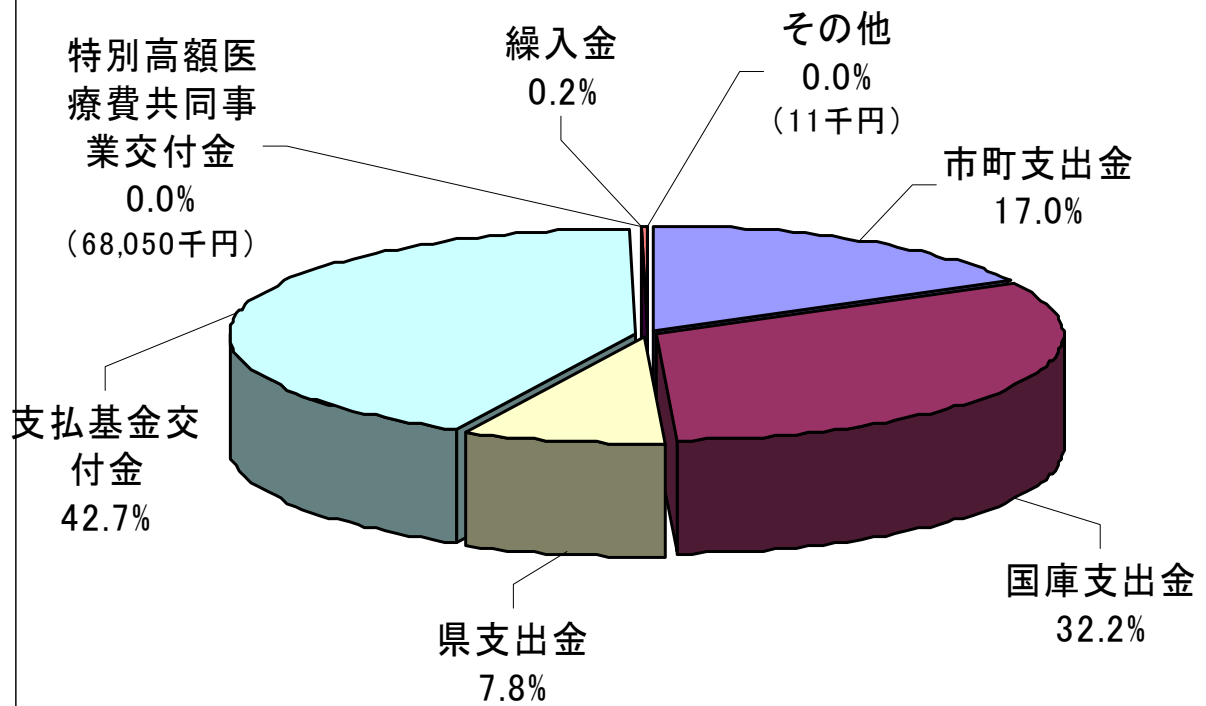
このうち公費負担については、現行の老人保健制度と同様に、国・県・市町が4対1の割合で負担します。

保険料の設定については、医療費が著しく低い市町（県内では神石高原町が該当）を除き、広域連合内で均一保険料となります。

《歳入予算》

区分	説明	予算額
市町支出金	被保険者から徴収した保険料や被保険者が受けた給付の12分の1相当の公費負担を市町から受けるもの。	480億5,991万5千円
国庫支出金	被保険者が受けた給付の12分の3相当の公費負担、健康診査事業補助や広域連合間の財政調整を目的とした交付金（12分の1）を国から受けるもの。	910億1,181万3千円
県支出金	被保険者が受けた給付の12分の1相当の負担などを県から受けるもの。	221億3,639万6千円
支払基金交付金	被保険者が受けた給付の10分の4相当の負担に充てるために受けるもの。（各被保険者からの支援金）	1,204億5,699万7千円
特別高額医療費共同事業交付金	著しく高額な医療の給付の発生による財政影響を緩和するために受けるもの。	6,805万円
繰入金	一般会計から事務費補助等の目的で繰入れるもの。	6億6,128万3千円
その他	後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県が設置する基金からの借入金など	1万1千円
合計		2,823億9,446万5千円

平成20年度 特別会計 歳入内訳



《歳出予算》

区分	説明	予算額
総務費	後期高齢者医療制度の運営に関する経費	6億1,321万6千円
保険給付費 (※1)	被保険者への医療給付や葬祭費の支出に関する経費	2,796億4,551万9千円
県財政安定化基金 拠出金	後期高齢者医療の財政の安定化を目的に県が設置する基金に積立てる経費	2億6,934万2千円
特別高額医療費共 同事業拠出金	著しく高額な医療給付の発生による財政影響を緩和するために、全国の広域連合が出し合う経費	6,834万2千円
保健事業費	被保険者の健康診査に関する経費	7,903万8千円
基金積立金	徴収した保険料の余剰分を管理・運用する基金に積立てる経費	16億8,883万5千円
公債費	一時的な現金不足時に金融機関等から借り入れる資金に対する支払利子	780万9千円
諸支出金	過誤納された保険料の返還の際に、保険料に付加する還付加算金	236万4千円
予備費	予算外の執行や予算超過に充用するための経費	2,000万円
合計		2,823億9,446万5千円

(※1) 保険給付費の内訳

区分	説明	予算額
療養給付費	被保険者が病院等で受けた医療等への給付の経費	2,675億645万円
訪問看護療養費	被保険者が受けた医師が認める在宅医療（訪問看護ステーションなどの利用）の給付に関する経費	5億9,258万円
療養費	被保険者が受けた医師が必要と認めたはり・きゅうなどの給付に関する経費	14億7,210万3千円
移送費	被保険者が受けた医師が認めた転院などの移送に要した給付に関する経費	1千円
審査支払手数料	レセプト（※2）に記載された診療内容の審査に係る経費	9億3,311万9千円

高額療養費	病院等で高額の自己負担金を支払ったときに、限度額を超えた額の給付に関する経費	85億5,884万6千円
葬祭費	被保険者の葬祭費の給付に係る経費	5億8,242万円
合計		2,796億4,551万9千円

(※2) レセプトとは、病院等で診察を受けた際、被保険者の自己負担分以外の料金、すなわち広域連合の負担する料金を医療機関が請求するための書類。診療報酬明細書とも言う。

